

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開 催 日 時	平成21年10月31日(土) 10時00分から 12時15分まで
開 催 場 所	蹊跼生涯学習市民センター第2集会室
出 席 者	安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・太田委員・二宮委員・ 田中委員・小原委員
欠 席 者	なし
案 件 名	案件1 法人公募について 案件2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基 準(案)について 案件3 法人決定までのスケジュール(案)について
提出された資料等の 名 称	次第・資料1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員 配席表・資料2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項・ 資料3 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテー ションについて(関係書類一式)・資料4 枚方市立保育所民営化 に係る運営法人選考会議選考基準<選考会議用>(案)・資料5 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準<公表 用>(案)・資料6 法人決定までのスケジュール(案)
決 定 事 項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準 法人決定までのスケジュール
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第3号、6号に規定する非公開情報が 含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	非公開
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

座長：定刻となりましたので、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議を始めます。

それでは、事務局から本日の会議について説明をお願いします。

事務局：本日の会議について、ご説明いたします前に、本市では10月1日付で人事異動があり、前回の会議におりました、大本福祉部次長兼子育て支援室長が教育委員会、中央図書館長として異動し、福祉部次長兼子育て支援室長の後任として管財課から中村が異動して参りましたのでご紹介いたします。

(中村室長挨拶)

また、本会議の成立状況ですが、本会議は委員7人で構成され、本日の出席委員は7人であり、過半数を超えていますので成立をしていることをご報告いたします。

それでは、本日の配布資料についてご説明いたします。

次第。

資料1といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る法人選考会議委員配席表。

資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る募集要項。

資料3といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(関係書類一式)

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準(選考会議用)(案)。

資料5といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準(公表用)(案)

資料6といたしまして、法人決定までのスケジュール(案)。

参考資料といたしまして、審議会等の会議の公開等に関する運用基準、枚方市情報公開条例、以上でございます。

なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報がふくまれており、事務局で保管させていただきますので、会議終了後はクリアファイルに戻してくださるよう、お願いします。

続いて、本日の案件につきまして、次第に従いご説明いたします。

案件1といたしまして、法人公募について。

案件2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る法人選考会議選考基準(案)について。

案件3といたしまして、法人決定までのスケジュール(案)について、以上でございます。

座長：ありがとうございます。

それでは、会議を進めてまいります。まず、本日の会議につきまして公開するのか、非公開とするのか。会議の傍聴は認めるのか、認めないのか、確認したいと思います。

この点について、事務局の説明を求めます。

事務局：参考資料をご覧ください。この参考資料は、前回、お配りさせていただいた資料9でございます。枚方市情報公開条例第6条第3項で法人その他の団体(国及び地方公共団

体又はこれらに準ずる団体を除く)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものとあります。

また、同じく同条第7項で公開しないことができる情報として市又は国等が行う取締り、監督、立ち入り検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより当該事務事業の目的を著しく損ない失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるものとあります。

本選考会議では、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーション審査を行う予定としておりますので、事務局といたしましては、本日以降の会議はこれらの事由に該当するため、非公開が適切と考えています。

座長：ただいま、事務局からの説明がありました。行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、公開が望ましいと思います。この選考会議でも審議される内容によっては非公開が妥当の場合があります。本日以降の審議内容は競争及び法人の情報についても審議することとなり、非公開が妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

座長：委員の皆さんに了承されたこととします。

傍聴希望の方がおられましたら、本日の会議は非公開と決定された旨をお伝えください。

本日以降の会議は非公開で行うこととなり、蹉跎保育所の運営移管法人を選考する、我々、委員の役目は、ますます重要となります。公平、公正な視点で客観的に選考していきたいと思います。また、委員の皆さんには選考期間中はもとより、法人決定後も委員任期中と同様に守秘義務が課せられていることも十分認識をしておく必要がありますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から案件1について、お願いします

事務局：それでは、案件1の法人公募についてご説明いたします。お手元の資料の資料2の枚方市立保育所民営化にかかる運営法人募集要項をご覧ください。募集要項につきましては前回の選考会議でお諮りいたしまして、その内容につきましてはおおむね委員の皆様のご了承を得たところでございます。その後、座長と事務局で協議いたしまして、若干の文言修正、項目の並べ替え等をさせていただいています。この部分につきましては、委員の皆様には事前にご説明させていただいているところですが、変更のあった項目について改めてご説明いたします。まず、2ページをご覧ください。4番の項目の(7)の部分の移管条件のところですが、前回の案では5番の応募資格および条件の(11)その他の2の項目として出しておりましたが、この部分については移管の条件ということでこちらのほうに入れさせていただいております。内容につきましては移管に関する契約云々とあったところを移管に関する協定を市と締結という形で変更させていただいております。また同じく2ページの5の応募資格および条件の(8)保育所運営について、この①から④につきましては、前回の資料では(9)保育内容のところに記載しておりましたが、内容は保育

所の運営に係るものということでございますので、こちらのほうに移させていただきます。次に(8)の⑥でございますが、こちらは職員配置について児童福祉施設最低基準を遵守することとしておりましたが、こちらは10番の職員に関する項目の中で1歳児に対する児童5人に対して保育士1人と市の方で条件をつけておりますので、但し書きで職員配置については本要項で(10)職員についてによるものとするさせていただきます。最低基準では1歳児は6:1ですが、市の方としてはそれを上回る形で5:1としたいので、最低基準と矛盾しますので、それを但し書きで記載させていただきました。(8)⑦の危機管理体制および安全対策についてですが、保育所運営に非常に大切なことですのでこれを追加させていただきます。(9)保育内容等の⑧についてですが、こちらのほうにつきましても園行事、給食、児童の健康管理等につきましては、法人から提案をしていただきたいので内容を変更しております。(11)の引継ぎ等についての部分でございますが、こちらについては並び方の順番がまちまちであったので、法人決定後の時間的な流れに沿って並び替えをさせていただきます。(12)のその他の③ですけれども、この保護者負担につきましては、保育内容のところから記載場所を変更させていただきます。同じく④の部分ですが、選考期間中は応募法人については公表していかないというところで文言修正をさせていただきます。11 選考および決定等についてですが、事業者の選考につきまして透明性を確保するために選考方法および応募法人が1法人の場合の取り扱いについて明記をさせていただきます。3、4の部分になってきます。最初に戻っていただきまして、「枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する法人を」の後に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく文言を加えていますが、これにつきましては地方自治体の契約に関して定めている事項でございます。この中身については、いわゆる随意契約の話になってきますが、今回、法人を公募という形で募集させていただいて、一番優れた法人を選考するという形になりますが、1者の場合、この法人が適切かどうかを審査する形になってきます。いずれの形にしても市と法人とで保育の実施契約を結ぶわけで、それについては随意契約という形になってきますので、そのことを明記させていただきました。前回は保育所の公募の時期や受付時期についてまだ決定しておりませんでしたので空白になっていましたが、今回、スケジュールの日時を入れております。これについては資料6の運営法人決定までのスケジュール案を見ていただきながらご説明いたします。4ページの6番、保育所運営申込書等の配付ですが、これにつきましては平成21年10月26日から11月20日までとさせていただきます。10月28日は募集について、公にしていますので市のホームページ上で募集をしているというお知らせをしております。7番申し込み受付及び申し込み場所ですが、書類の受付につきましては11月16日から11月20日まで、申し込み場所につきましては子育て支援室とさせていただきます。説明会の開催及び保育所整備予定地見学会の開催についてですが、これについては昨日ですが、10月30日の午前10時から説明会をすでに実施させていただきます。説明につきまして応募者からの質問を受付しておりますが、それについては10番の部分ですが、11月6日までに文書で質問書を提出してもらうという取り扱いをしております。それに対する回答につきましては市で11月11日までに

ホームページ上で随時、回答を公開するという形にしております。次に提出書類等について、資料3をごらんください。資料3の中で、様式1の保育所運営申込書がございますが、この様式の中で、応募条件が平成21年10月1日現在、枚方市内で10年以上、保育所運営実績のある社会福祉法人となっておりますので、そのことを確認する欄を設けさせていただいております。様式3をご覧ください。様式3の経営方針、保育所運営方針につきましては新たに追加をさせていただいております。様式4の保育所事業計画書ですが、これにつきましては、先ほどご説明いたしました募集要項の内容であるとか、順番についての項目の並び替えを行った関係上、募集要項の項目順に整理をしてあるいは追加しているという形になっています。前回、様式の中で職員採用計画についてをお示ししておりましたが、これについては、保育所事業計画の内容と重複する部分もありましたので、様式4の保育所事業計画の中で記載してもらう形にしております。書類としては削除しています。様式5の保育所整備計画書につきましては、法人決定後、保護者や市の関係部局と協議を行い、提出された図面から変更となる可能性があることから、図面の提出について求めないことといたしました。また、最初に戻っていただきまして、2番目にプレゼンテーションの審査も行いますので、新たにプレゼンテーションと3番の選考基準これについては、後ほどご審議いただきますが、選考の公平性、透明性を保つために前もって公表するという部分もございますので、11月4日に市のホームページに公表するとさせていただいております。

座長：ただいま、事務局から説明がありましたが、前回、この選考会議で議論した募集要項、提出書類等について庁内整合を図られ新規項目追加と項目の記載場所の整合を図られたとのことでしたので、前回、議論した内容については基本的に網羅されています。昨日の法人説明会で、何か反応のようなものがあつたでしょうか。

事務局：昨日の法人説明会には6法人が参加しておられます。しかし、この6法人全部が応募されるかは、わかりませんし、説明会に参加されなかった法人も応募することが可能ですので受付終了まで何法人になるかわかりません。

座長：そういうわけで、こられた法人がエントリーされるか、こられなかった法人がエントリーされるかわかりませんし、先の話でたまたま6法人がこられたという話です。それでは次に案件に移りますが、その前にお尋ねがございますでしょうか。基本的には前回ご了承いただいている内容です。

座長：最低基準を遵守することと書いていますが、ここ2～3日微妙に動いている部分がありますので、最低基準も国会の中で議論されているところで、まだはっきり今日段階固まっていますが、もし最低基準が変わった場合、現行の最低基準でいくのか、変わった最低基準でいくのか、どちらになるのでしょうか。

事務局：枚方市全体の話となり、今回の件だけではなく、枚方市も保育所を運営しておりますので、全体の話としてかなり慎重な議論も必要だと思いますし、国の動きが変わったという部分があっても、すぐにそれにあわせるという形にはなかなかないかなと思いますし、難しい話であると思います。

座長：そこらの確認だけ、私も地方分権の第3次案が今の政権でやりますので、施設の最低

基準等については地方に移すかどうかという議論をしているようです。動き始めているということで、今後、情勢を見ていくということによろしいでしょうか。

それでは、次に案件2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは案件2の枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（案）について、ご説明いたします。資料4と資料2の募集要項をご覧ください。まず、お手元の資料4枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準＜選考会議用＞（案）A3の大きな紙が2枚あると思いますが、選考基準の項目といたしまして、大きな項目として1から7に整理しております。1応募法人の経営等に関する事項。2保育所運営に関する事項。3保育内容等に関する事項。4職員体制に関する事項。5引継ぎに関する事項。6保護者への対応に関する事項。7保育所整備に関する事項。大きな括りにしております。この括りの中にそれぞれ募集要項の内容に応じて項目を設けております。この項目については45項目あります。左側に番号をつけております。左側の番号から始まりまして、募集要項、確認書類等、空白になっておりますが確認か提案か、それと確認する内容としております。確認事項につきましては、ABCで評価するとしていますが、この表の右下の括弧の中に採点に係る注意事項や配点について記載しておりますけれども、配点につきましては確認書類等の右側の欄に確認もしくは提案という記載になっております。確認事項は35項目、提案事項が10項目となっております。確認事項につきましてはABCで評価するとしておりまして、配点についてはA5点、B4点、C3点としております。項目の4番については、保育所整備資金や運転資金の項目ですが、保育所を整備してもらう必要がありますので、ここは重要な項目であり、ここだけ点数が3倍になっております。確認事項はBが標準として評価していただくこととなります。それよりも上回る場合はA、下回る場合はCという確認評価をしていただくことを考えております。Bの評価を標準としておりますのでBのところを網がけしております。項目の中で項目番号7番、9番、11番、27番、31番、33番、の項目につきましては、Bのみとなっております。AとCのところは横線を引いています。この項目につきましては必須事項として必ずしていただかないといけない項目となりますので、することが確認できればBの評価ということになります。仮に確認が書類でできない場合につきましては、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますのでプレゼンテーション審査時に確認ということになります。提案事項ですが、提案事項につきましては0・1・2という配点となっております。提案がない場合は0点。実施可能な提案であれば1点。実施可能かつ優れた提案であれば2点としております。提案項目につきましては基本的に0点が標準としております。提案があれば1点もしくは2点を加点するという形にしております。配点に基づいて点数をつけていった場合、満点の場合は205点ということになりますが、205点というのがわかりにくいというところもありますので、満点を100%に換算するという形を考えております。例えば、1番の応募法人の経営等に関する事項。この項目だけでは満点だと30点になりますが、これを100%換算するとこの部分の項目は14.3%と言うこととなります。仮に確認事項はすべて満たしているけれども提案事項で提案がなく加点が0点の場合は合計で152点とな

ります。この場合、100%に置き換えると76%となります。それでは、この選考基準案を募集要項と照らし合わせながら説明をさせていただきたいと思います。募集要項の方もあわせてご覧ください。募集要項の2ページのところで黄色いマーカーで丸をつけていますが、この丸をつけているところが確認する内容の項目となっております。選考基準の1番のところですが、募集要項では5（1）となっております、確認書類としては様式3を見ていただく形となります。この項目については確認事項ということですので、確認する中身といたしましては設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。申請時において保育所運営実績10年以上あるか、それを様式3に書いてある内容で確認をしていただくこととなります。様式3のところに経営方針について記載する事項となりますので、この内容の確認をしていただきます。設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。申請時において保育所運営実績10年以上あるか、様式の1のところに記載してもらいますが、応募の絶対的な条件ですので、事前に事務局で確認をしていきます。この内容につきまして右側で説明がなされているということでしたらB。記載されている内容がBよりもいい、さらに内容がいいということでしたらA。若干、内容的にどうかということであればCという評価をしていただくこととなります。2番目の募集要項5（4）は申し訳ありませんが間違いです。これは様式2で確認していただくこととなります。応募の動機・目的と言う部分ですが、ここでは応募の動機や目的を具体的に記入することとなっております。この中の確認事項ですが、応募の動機や目的が市の移転・民営化方針を踏まえて示されているかとなっております。次に項目3、これについては様式6になりますが、様式6が資金計画書となっております。保育所整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方法など保育所運営にかかる資金計画について具体的に記入することとなっております。この中の確認項目として、過去3年間の経営状態が安定しているか。保育所整備資金が確保できているか。保育所運営のための運転資金が確保できているか、となっております。この項目につきましてはこの資金計画書だけではなく、添付書類として提出を求めています法人の財産目録、貸借対照表、決算書及び予算書といった資料も見ていただきながら、内容の評価を行うということにしております。この部分については専門的な知識が必要となりますので、この部分では委員のご意見もお聞きしながら、評価していただくことになるかと思います。この4番の項目につきましては、3倍の得点とさせていただいております。今回の民営化の大きな部分といたしまして、保育所を新たに整備していただかないといけませんので、法人に整備するだけの資金力があるかどうか大きな部分としてあります。いくら保育内容が優れていても資金がなければ保育所を整備できませんので、資金がきちんと確保できるかどうかについて評価していただきます。項目5ですが、様式4をご覧ください。4（1）保育理念についての記載事項になります。ここでは保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ適切なものとなっているかについて評価していただきます。次に項目6番ですが、様式3に戻っていただき保育所運営方針についての記載内容を確認していただき、保育所運営方針が保育所設置目的を踏まえ適切なものとなっているか。項目7番ですが、募集要項の5.（8）①定員を90人とすること。0歳児クラスを創設することとなっておりますが、これの確

認は様式4-1(2)で確認していただきます。90人定員となっているか、0歳児保育を設定しているかとなりますが、これは絶対的な条件ですので、Bのみの評価とさせていただきます。ですから、これがなければBの評価はつかないということですが、書類だけで確認できなければ、駄目だということではなくて、プレゼンテーションの確認を終えた後に最終的に確認できたかどうかという評価をしていただきたいと思います。この8の項目として提案事項の項目をつけさせていただきます。提案内容の部分では0・1・2歳の低年齢のところで、定員の4割を超えるとともに地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているかというところを提案事項として加点要素にしております。提案がなければ0点。中身によってプラス1、プラス2という形にさせていただきます。最近の状況では低年齢児の入所希望が非常に増えてきておりますので1歳・2歳が待機でなかなか入りにくいという状況もございますので、そういった状況も一定踏まえた提案がされているかを評価していただく形となります。9のところですが、募集要項5.(8)②に開所時間が午前7時から午後7時までの現行の開所時間を維持することとし、ニーズがあれば19時を超える延長保育が提案されているかが加点される要素となります。項目11番ですが、保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているかとなっておりますが、これは募集要項の5(8)③になっております。これは様式4-1(4)のところで確認していただきます。この保育所休所日につきましても絶対的な条件ですのでBのみの評価とさせていただきます。次に項目12番の部分ですけれども、募集要項の5(8)④で、確認書類は様式4-1(5)で、確認内容といたしましては独立行政法人スポーツ振興センター給付制度に加入を予定しているかということになります。項目13番ですが、募集要項では5(8)⑦の危機管理体制及び安全確保の体制について整備することという項目ですが、これの確認のほうは様式4-1(6)ですね。確認内容といたしましては災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているかということになっております。項目14番につきましては、募集要項では、5(12)2ではなくて、追加させていただいている部分なので募集要項には載っておりません。様式では4-5(5)となっておりますので、そちらのほうをご覧ください。ここで苦情対応について記載していただきます。確認内容といたしまして、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか、項目15番、提案事項といたしましては苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているかとなっております。こちらは提案事項で第三者委員会の設置ということを書いておりますが、こちらは第三者委員会の設置を予定しているかどうかという話になりますので、加点としてはプラス1点までとさせていただきます。ここは2点の加点はありません。項目16番ですが、これにつきましては提出書類の14に、平成21年度以前の直近で行われた大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答文書の写しを求めますので、その文書で確認していただきたい事項といたしましては、大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかどうかについて評価をしていただく。次に3つ目の保育内容等に関する事項に入ります。番号17番、募集要項では5(9)①、保育に内容については保育所保育指針を基本とし、保育所保育課程、指導計画を作成し実施することとしておりますが、これについては様式4-2(1)

で確認をしていただきます。確認事項といたしまして保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているかという点とあわせて提案事項といたしまして、項目 18 番、子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているかという内容で審査をしていただくこととなります。項目番号 19 番、20 番ですが、これは募集要項 5 (9) ②障害児保育を実施することについて、様式のほうでは 4-2 (2) 障害児保育についてですが、確認事項として障害児保育に取り組んでいるか、提案事項といたしましては障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているかという内容で審査をしていただきます。項目 21 番、募集要項 5 (9) ③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと、この確認は様式 4-2 (3) で食物アレルギーについての記載内容で、この部分の確認事項といたしましてアレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているかということを確認いたします。項目 22 番、募集要項 5 (9) ④で健康診断については、内科検診、ぎょう虫検査及び尿検査を年 2 回、歯科検診を年 1 回実施することとしております。この部分については様式 4-2 (4) の記載内容で確認をしていただきます。確認内容といたしましては、内科検診、ぎょう虫、尿検査が年 2 回以上、歯科検診が年 1 回以上予定されているかとなっています。項目 23 番、募集要項の 5 (9) ⑤で休日保育など保護者の多様な就労形態への対応や地域子育て支援事業の実施について、地域需要を踏まえて検討することとなっており、様式では 4-2 (5) の記載内容で様式に企画提案と書いておりますとおり提案事項となります。提案の中身としては休日保育など保護者の多様な就労形態に対応する保育が提案されているかという内容で、内容によって実行可能な提案であればプラス 1 点、実行可能かつ優れた提案であればプラス 2 点という形での評価となります。項目 24 番ですが、募集要項 5 (9) ⑥前段の部分が多様な就労形態に対応する内容で、後段が地域子育て支援についての項目となります。様式 4-2 (6) で提案内容は地域子育て支援について提案されているかとなっており、提案されていれば提案されている中身を評価していただくこととなります。項目 25 番ですが、募集要項では 5 (9) ⑥のところで、様式では 4-2 (7) となります。ここも企画提案の部分です。楽寿荘利用者を含む地域との交流事業計画が提案されているかとなっており、項目 26 番ですが、募集要項では 5 (9) ⑧、これは、その他、園行事、給食、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこととしており、これについては様式では 4-2 (10) で、その他提案事項ということで、園行事への取り組み、給食について、児童の健康管理についてと記載することとなっています。この提案について独自の企画提案がなされているかというところで提案内容について評価していただく。項目 27 番のところですが、募集要項の 5 (9) ⑦のところで、様式では 4-2 (8)、中身といたしましては民営化後、概ね、1 年以内に福祉サービス第三者評価を受け保育の質の向上を図ることとしておりますので、これについて、福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているかどうかを確認していただく項目となっております。これについては第三者評価を受ける予定かどうかを確認させていただきただけですので、B のみの評価とさせていただきます。項目 28 番ですが、募集要項の 5 (9) ⑦のところの、今と同じ部分で保育の質の向上ということに関係してきますが、様式では

4-2(9)になりますが、保育の質の向上についてで、提案事項としていますが職員の研修について積極的に取り組んでいるかどうか。職員の質の向上を図るため研修等について取り組んでいるかどうかについて、提案内容で評価をしていただきます。次に4職員体制に関する事項でございますが、項目29番につきましては、募集要項では5(6)理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有することとされております。これの確認書類といたしましては様式の中に様式7といたしまして法人理事長の履歴書というものがございます。履歴書では主に経歴を中心に記載していただきますが、これに加えて、プレゼンテーションで法人代表者と施設長予定者のプレゼンテーションがございますので、プレゼンテーションの中でも熱意、識見等について確認をしていただくということです。項目30番については、施設長になりますけれども、これは募集要項5(7)で施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意ある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置することとされております。これについても様式7の施設長予定者の履歴書とプレゼンテーションにおいて確認をしていただくということにしております。項目31番ですが、募集要項5(10)1の保育士の配置については国規準を遵守するほか、1歳児は児童5対保育士1の配置基準とすることとしておりますが、これについては様式4-3(1)で保育士配置についてという記載内容で、確認事項といたしまして保育士配置基準は国規準を遵守し、1歳児については5:1としているかどうかというのを確認していただきます。これについても5:1としているかどうかというだけの確認ですので、Bのみの評価とさせていただきます。次は項目32番ですが、これは募集要項5(10)2の保育士の年齢構成及び保育士の経験年数に配慮することで、この確認は様式4-3(2)で保育士採用及び構成についてというところで確認をしていただきます。確認内容といたしまして保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているかとなっております。項目33番、募集要項5(10)3で看護師を配置することということですが、この確認は様式4-3(3)看護師の配置についてという項目で確認をしてもらいます。確認をする内容といたしましては看護師の配置を予定しているかどうかということで、これも配置するかしないかということになりますので、これもBのみの評価としております。項目34番、募集要項では5(10)⑤で様式では4-3(4)になります。これは確認事項です。これにつきましては大阪府公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるかということを確認していただきます。次に5引継ぎに関する事項ですが、項目35番、これは募集要項の5(11)1、この確認は様式4-4(1)の内容で行います。募集要項では枚方市と合同で保護者説明会を法人決定後速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこととしておりますが、確認事項といたしましては、必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているかどうかということです。項目36番、募集要項では5(11)2、保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととしております。これについての確認は様式4-4(2)で、三者懇談会についてという記載内容で確認事項といたしましては三者懇談会の設置が予定されているかということとしております。項目37番、募集要項でいいますと5(12)1、保育所名については蹉跎の名称を残すこと、またクラス名についても現在使用しているクラス名を残す

こととしております。この確認は様式4-5(1)で確認内容といたしましては、保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているかということです。項目38番、募集要項では5(11)3で移管1年前から施設長予定者等は、随時、蹉跎保育所を訪問し、保育内容等の確認、年中行事の当日参加や企画段階からの参加を含むを行うとともに、蹉跎保育所の保育士との引継ぎのための保育、以下、共同保育という実施計画作成の協議を行うこととしております。この部分については様式4-4(3)に移管前の引継ぎについて募集要項の3、4、5、6が関連してくる部分ですが、確認事項といたしましては3点ございますが、1年前より年中行事等の参加を予定しているか。共同保育期間中の職員体制が確保されているか。共同保育期間中に個人懇談会が予定されているかということで、募集要項では3、4、5、6に関わってくる部分に対応していることになっております。項目39番ですが、これは募集要項では5(11)7、移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する時は、協力することという内容ですが、この確認は様式4-4(4)で、確認事項といたしまして運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるかどうかということで確認をしていただきます。40番の項目ですが、これは様式にはございませんが、プレゼンテーションと記載しております。プレゼンテーションの中で蹉跎の保育の引継ぎについての法人の考えを述べてもらうことにしておりますので、プレゼンテーションの中で蹉跎の保育を引き継ぐことについて理解し誠実に取り組もうとしているかどうかについて確認していただきます。6番目の保護者への対応に関する事項でございますが、項目41番、これは募集要項では5(12)2で、ここでは園の運営にあたっては、保護者に対して誠意を持って対応することとしております。これについての確認は様式4-5(2)保護者への対応についての記載内容で、確認事項といたしましては保護者への対応について誠意が感じられるかということを確認していただきます。項目42番、募集要項でいいますと5(12)3既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得たうえで実施することという部分ですが、この確認は様式4-5(3)保護者負担についてと言うところで確認をしていただきます。確認内容としては、現行より負担が増えることはないか。項目43番、募集要項の5(12)4、蹉跎保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を希望した場合、可能な限り協力することということです。これについての様式は様式4-5(4)保育所見学についてというところの記載で確認をしていただきます。確認事項といたしましては、保護者の保育所見学に対し、協力的であるかということです。最後7番目の保育所整備計画に関する事項ですが、これは項目44番で、確認書類といたしましては様式5、募集要項の中では保育所を整備してもらうこととしておりますが、様式5で施設全体の基本的な整備計画、施設の配置計画と整備内容について具体的に記入してくださいということで、記載されてきた内容につきまして、確認すべき内容といたしましては、児童福祉施設最低基準等の関係法令を遵守した整備計画となっているかということとあわせて提案事項といたしまして、子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているかということで評価していただくということにさせていただいております。この部分の説明については長くなって申し訳あ

りませんでした。ここでいったん選考基準についての説明を終わらせていただきます。

座長：資料5についても説明をお願いします。

事務局：資料5についてご説明させていただきます。枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準（公表用）案とさせていただいておりますが、これは、今説明いたしました資料4の項目と並び方はまったく同じでございます。この中には募集要項に対応した項目で、この中には配点に関する項目は書いていません。これは、選考会議終了後、結果を公表するという必要がありますので、これに対応するものとして作成したものでございます。こちらではこの項目について点数が何点あるかと言うことではなくて、大きな項目の部分の中で、ここの部分の配点ウェイトをこういう形で示させていただいております。ここの配点ウェイトは満点の場合の点数と言うことになります。この中で右側の下に評価内容と言う記載事項がありますが、これについては選考結果について点数も公表する部分もありますが、点数とあわせて法人に対する選考会議の評価も記載していくという形にしておりますので、選考終了後、この部分についてまとめていただくということになります。今回、お示しさせていただきましたこの表ですが、全委員の配点合計が700点満点ということで、おひとりが100点という配点となります。

座長：今、資料に基づいて説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問があると思いますので。

この項目は申し込みの用紙と合致しているわけですね。この申込用紙は表に出ますので、点数は別にして、この内容が出ることは別に問題ないと思います。何かございませんでしょうか。

口火をきるという意味で確認をしておきたいんですけど、第三者評価を受けるようにと書いてありますが、第三者評価を既に受けている法人がこの申込用紙に自己評価と第三者評価を書いてきた場合にどう扱うかという、書かれる人がおられますので第三者評価を受けました、うちはオールAでしたという文言が出てきますと、ここの委員がそれに左右される。第三者評価を受けていない法人は点数が出てきませんし、そのあたりの扱いはどうするのか。

事務局：募集要項の趣旨では民営化後、蹉跎の保育を引き継いだ保育所の第三者評価を受けてくださいということです。

座長：それはわかるんですが、この中に書いてこられた時に、申込用紙の中に自分とこの保育所は受けましたと、書かれてくるかもわかりませんし、書かれた時にどうするのか。それは抹消するのか、無視するのか。第三者評価を受けられましたと言う意味だけの取り扱いとするのか。そのあたりを、ここのチェックよりもむしろこのチェックの方がきついわけで、その評価がぽつと出てきたら、書いてきた限り、そこまでコントロールしていませんし、そこまで書け、書くなという、書いてきた場合にどのように扱うのか。ここ自体が評価のグループですので、他の評価が導入されてくると、公平性を欠くことになると思いますので、他の委員の皆様の意見をお伺いしたい。受けておられるところもあると思いますので。事務局でお考えはございますか。

事務局：あくまでも募集要項で定めている指示といたしましては民営化後の保育所で第三者

評価を受けていただくかどうかをいうところで判断していただくこととしておりますので、保育所が受けていただいている評価については除外していただく方がよいと思います。

座長：委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。見ないということで。

委員：それで結構です。

座長：この件については、そういうことでよろしいでしょうか。ほかに何かご質問は。

この配点で確認したいのですが、確認の方は左から右に点数は下がってきますね。提案の方は左から右に点数が上がっているんですね。皆さん、混乱されないように。

事務局：これについては合わせさせていただきます。左が高くてだんだん下がっていくほうがよろしいですか。提案の方を修正させていただきます。提案事項の配点を2、1、0とさせていただきます。

委員：内容ではありませんが、この選考基準公表用案についてですが、配点のウェイトも含めて最終的に公表していくということでしょうか。

事務局：はい。

委員：その後に決定した後、法人の評価内容が入るということでしょうか。選考をまだしていない段階で、これ公表するというのでしょうか。先ほど、11月4日に公表されるというのは、これですね。これをそのまま出されるということですか。

事務局：そうではなくて、評価内容がないものを、そのまま公表するということです。

座長：このままですね。こういう評価をしますというだけです。

事務局：そうです、そのままです。選考が終わった後は法人の点数と評価内容をあわせて公表させていただきます。決定されたところ以外、一番のところ以外は名前を伏せた格好になります。

委員：基本的な質問ですが、この選考会議の案で、1番は決算調書等、過年度のほうを審査することになると思いますが、2以降は事業計画の中だけで判断するというのでしょうか。例えば、この5：1の配置とするというのも、これからこうするというもので、今まで過密な配置になっていたとしても、あるいはアレルギー食もこれからするけども、今までではしていなかったというのは関係ないということでしょうか。これからするかどうかだけの話でしょうか。

事務局：法人を審査するところの書類の中には、例えば添付書類といたしまして保育内容、保育目標がわかるものということで大体パンフレットが出てくることが多いのですが、そういった中に、今、保育所でやっている中身はこうです。こういった取り組みをしていますというのが、すべてではないにしても記載されてくる部分がありますので、その中で障害児保育に取り組んでいますとか、給食についてアレルギー食をしていますとかいうことも書かれている場合がありますので、これからの話ということはあると思いますが、そういったものも踏まえていただいて審査していただければと思います。もし、疑問があるようでしたらプレゼンテーションを行いますので、この点についてはどうなのかということプレゼンテーションの機会に質問していただいて、さらに内容を確認していただいたらどうかと考えております。

事務局：保育士の配置基準ですが、民間保育園については全て国基準でやっています。1歳児については6：1で、基本的には最低基準を守ってくださいとお願いをしていますが、今回、枚方市では公立、私立を問わず1歳児については保育士配置基準を統一して5：1で進めていくという方針で、今、進めていますので、1歳児については5：1でやってもらう。というのは公立では既に5：1でやっておりますので。蹉跎保育所の保育を引き継いでもらうためには、今の蹉跎保育所と同様の形でやってもらうこととしていますので、引き継ぐ際には必ずやってくださいという条件で書かせていただいております。

委員：例えば、アレルギー食についてどうしますかという質問で、もちろん対応しますという一言が入っておればB評価になるわけですか。書いてあっても実行してもらえるかどうかかわからないわけですけど。

事務局：アレルギー食については除去食と代替食がありますので、個人に違うもので対応される場合については点数がつくのかと。その中でどの程度のアレルギー対策をしていただけるのかで1点にするのか、2点にするのかは決めていただければと思います。

委員：わかりました。

座長：そういう意味で確認。これは約束していただかなければ困りますので、不履行では困りますので、約束手形です、確認をここでやっていく。三者懇談会の中においてさらに詳しく詰めていって頂いて手形になっていくわけです。

事務局：蹉跎保育所の保護者の方ともこの間、話をしておりまして、この中に書かれていることは蹉跎保育所が民営化された時にやっていただきたいということが書かれております。そういうことを認識していただくことを含めてきちっと書類で確認させていただいたらと思います。

委員：今、現行で行っておられる保育所の保育内容はある程度は、それと関係ないかもしれませんが、見えてくるものがあるわけですね。新しい保育所というより。やっぱり、今までなさっている保育所もみてみたいと。私たちは文書の中でしかわからないわけで、今、現行なさっている保育所の内容がどうなのかなというのを知りたいと思っております。方針が今までとそう違うということはないと思いますので。今までどのような保育所運営をしてこられたか。

事務局：その辺は募集要項の中でも見学について協力していただくことを条件に応募していただくこととなっておりますので、見学の希望が出たのでそれについては対応していきたいと考えておりますけれども、保育を見ていただくとすれば平日ということとなってこようかと思えます。土曜日ですと子どもさんの数も少ないですし、クラスごとの保育ではなく合同保育という形になっていると思いますので、見ていただくとすると平日の保育所のお昼寝をはずした時間となってきます。委員の皆さんが一斉に同じ日に全員行けるのかということもございますので、その辺は調整が必要です。

事務局：次のスケジュールにも関係してきますので、事務局といたしましては、12月中旬に法人決定をさせていただきたいと考えております。プレゼンテーションを予定しておりますので、今、応募されている法人を見に行くということ、この中で決めていただいたら、見に行ける人だけが行くのか、全員で見に行くのか、それともバラバラに行くのかも含め

て協議していただけたらと思います。

座長：見学に行くのはチャンネルをきちっとしておかないと難しいです。行くことはいいのですが、その園に転園するわけではありませんので、その園の評価になる時があるので。あくまでその園でされている保育の姿を見に行くのであって、新しく蹉跎でやられたら、どこのポイントで見るかという、今されているところの建物のクレームをつけても仕方がない部分があります。時々、そう勘違いをされる場合があるので、子どもさんが転園されるのであれば、それでいいですけど。そういうところをきちっと抑えておく必要があると思います。

委員：見学も検討していただきたいところですが、やはり先生、今、おっしゃったように、園でこうやっていると、園でこれだけのことを取り組んでいますと、取り組んでおられる姿勢を、新しい要項だけでなく、一生懸命やっている園だということを知りたいと。こういうところに力を入れているのだなということがわかれば、すごく参考になると思ったんです。

座長：保育内容で書かれてくるのは、どうしてもいわゆる実際の保育をしておられる姿ではなく、その制度みたいな話になってくるので、今、言われた除去食やっていますか、そうですかみたいな、保育士が子どもに関わる姿ではないです。保育内容は、その書類上出てくる部分も多々あるかと思いますが。ほかに何かございませんでしょうか。

おおよそこれでよろしいでしょうか。少し先走りますけど、むこうから出た、エントリーした法人から出された書類に目を通しますね。その時に書類の中でこれに点数を付けるわけですね。確認でしたら書類で、それが書かれているから確認できるわけですね。申込用紙に全部書かれているわけでしょう。この時に確認はできるわけですね。ちょっと疑問でしたらプレゼンで聞くとかね。端から確認したら大変ですから。書類を読む時に、目を通す時に自分らで読み込んで、ここで評価する、ということですね。

事務局：そうですね。次回が応募締め切り後の、次の選考会議がまず書類審査していただくということで、今、お示しはしておりませんが、その流れについても資料は用意させていただいております。

座長：今から諮ります。お声があまり出ないようですので。これについてはよろしいでしょうか。この項目についてはご意見ございませんでしょうか。

委員：先ほどのアレルギーは例であって、内科検診、歯科検診でもいいのですが。法人が書いてこられる時に、歯科検診は年1回では足りない年2回すべきであるを書いてこられた場合、Aという評価になるかもしれないですが。これは実際するかしないかは民営化園であって、これは約束手形であって、約束をされるわけですので、年2回を見ただけでAという評価でよろしいでしょうか。

事務局：そのことにつきましては、募集要項の中で2ページの(7)の中で蹉跎保育所の運営を移管することが決定した法人は枚方市と移管に関する協定書等を締結するものとしていきますので、大きな話としては決定してからやめてもらっては困るという部分もありますが、例えば、今、仰った話のように公募にあたってやります、やりますということを書いてこられるわけですね。そのことについて、きちっと実行することということが、

この協定書の中身になってくると思います。ですから、そういうところで書類上だけ書いて実際やっていないということがないよう担保したいと考えております。

委員：Bのみの表示は必須事項とするということです。他のことはすばらしいことを書いておられて、たくさんいいことを書いて来られて、点数はすごく高いんですけども、ひとつだけBができていなかったという場合、実施しないという場合、選考会で失格になるのですか。

事務局：基本的には書いてきていただけるということで書類審査をしていただきまして、書類で確認できない場合はプレゼンテーションで確認をしていただく。必須条件ですので、やっていただかなければいけない項目ですが、確認してもなおかつ、これはできませんということでしたら、仰られているように、この中で失格も含めて検討していただくことになると思います。基本的はやっていただくということになります。

委員：6法人が見学会に行っておられるので、1法人ということはないと思いますが、1法人しか応募がなかった場合はどうするのか。

事務局：1法人のみの場合につきましても、この選考基準で選考をしていただきます。

そこを選ぶかどうかにつきましては、この中で最低何点以上とっていただけたらいいかを決めていただきます。無条件でそこということにはなりませんので、最低何点かというのは、この選考会議の委員で決定していただく話になってきます。要は合格ラインを決めていただいて、そこをクリアすれば、そこにしようということにさせていただけたらと考えています。

座長：ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ある方はおられますか。

委員：応募締め切りが終わって、次の時に、もしそうなった場合は、審査した後でこの点でいいのかということで決めるということですか。

座長：というより、審査する前に応募状況がわかりますから、複数あれば当然、競争となり一番点数が高いところになりますが、1者の場合、適切かどうかという話の中で、1者の場合、時間的にもじっくり見るができますので、まず始めに、見る前にこの評価でいうと何点以上の点数を取らないといけないということを決めていただくことし、そこから審査していただく形でどうかと考えております。

委員：大体基準として何割以上だったら、いいということになるのでしょうか。

事務局：なかなか難しいと思います。複数の場合、最高得点をとっていただいたところが選考されると思います。1法人しか応募がなかった場合を想定して、6ページのところに選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定しますという項目を入れておりまして、基本的には、これでもって選考していくのですが、事前にその話をするのか、一旦採点をして、どこが足りないということも含めて、ここでこの法人にするかどうか、それともプレゼンを行ってここの部分はこういうふうにしていただいたら思っているような法人になるようでしたら、その時にプレゼンで加点をするような方針にするのか。その時に議論していただかないといけないことかと思っております。今、何点以上取ったらということでしたが、それもその時に法人を見た上で議論していただいたらどうかと思っております。

座長：今、何事業者来られるのかわかりませんので、こんな時どうしよう、どうしようというのではなく、結果がある程度でてから方向性を決めた方が時間が無駄にならずに済むと思います。ただ、1者だからOKですよということではない。よりよい事業者を選ぶということが前提ですので、このことは認識しておかないと。1者だから仕方がないということではございませんので。

委員：複数者の場合、足きりは考えなくていいんですか。もちろん、最高点のところがなられるとは思いますが。

事務局：求めていることに関しては、してもらわないといけないと思います。それが書類で確認できるのであれば法人は決定ですが。確認できなければ、プレゼンの中でどの程度担保できるかということを確認していただいた上で判断していただくことになるのかと。書かれてなくても、プレゼンで仰ったことの中で確認できればと思いますが。この中で諮らせていただいたうえで決めてもらえればと考えています。

委員：これはマニフェストのようなものだと思うんです。実際、協定書を結ばれて履行されない場合は、法的拘束力が入った指導をされるということになるのですか。

事務局：そのために三者懇談会であるとか、第三者評価を受けていただいて、それが客観的な目でできているかどうかの評価をさせていただくことになると思います。必ず、やっていただかないと困るところは、やっていただくように協定としてやっていくことになると思います。

座長：以上、信頼関係しかありませんので。プレゼンすれば何か感じるころはあると思います。それでは事務局の方の案でよろしいでしょうか。

皆さんにご了承いただいたことといたします。選考基準案については事務局案としたいと思います。再度、繰り返しとなりますが、選考基準に基づいて選考することとなりましたが、われわれ選考会議委員には守秘義務が課せられていますので、法人情報については委員を辞められた後も守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に案件3の法人決定までのスケジュールについて説明をお願いします。

事務局：それでは案件3の法人決定までのスケジュールについてご説明いたします。

資料6をご覧ください。資料6は運営法人決定までのスケジュール案でございます。スケジュールといたしまして、28日は公募開始ということで募集要項を配布しております。30日は法人説明会、保育所整備予定地見学会を実施いたしました。31日、本日が法人選考会議となっておりますが、11月4日に先ほどご審議いただきました、選考基準公表用の部分を市のホームページ上に掲載する予定としております。11月6日までに法人からの質問を受け付けておりますが、質問の受付についてはこれで終了させていただく。質問内容につきましては随時、ホームページ上でアップ。11月11日までに回答するとさせていただきます。法人からの申請受付期間といたしましては、11月16日から11月20日までとしております。

その後、申請書類の整理等の時間も必要ですので、期間を置いていただいて、次回、第3回の選考会議の日程を調整させていただきたいと思いますが、この表の下段に選考会議3回目は法人の書類審査を予定しております。4回目につきましては法人のプレゼンター

ションの審査となります。応募法人がどれ位出てくるのか、今の時点ではわかりませんので1回で済むかどうかわかりませんので、あまりにも多数の場合は2回に分けることもあるということになります。その後、法人決定のための会議が必要かと考えております。申し訳ありませんが、12月には市議会もございますので、斜線を引いている部分につきましては外していただきたいと思いますと考えております。今、申し上げた点を踏まえていただいて、できれば3回、4回目の日程調整をお願いできればと考えています。事務局の都合といえますか、事務局の方で、星印の12月3日、4日あたりで、第3回目の法人審査ができればと考えております。3日、4日は平日ですので、夜遅くからの時間となりますが。また、プレゼンテーションですが、3者から4者の応募があった場合。プレゼンテーションは30分としておりますので、平日では夜9時を過ぎることも予想されますので、日曜日も検討していただければと考えております。

(委員日程調整)

事務局：プレゼンテーションについては、あまり日を空けてしまうと法人によって有利不利が出てきては困るので、できれば1日で済ませたいと考えています。土日については1日お願いしたいと考えております。また、プレゼンテーションの前に書類審査をしておく必要があると考えていますので、書類審査の後にプレゼンテーションという順番でお願いできればと考えています。

日程調整終了

12月4日夜7時からと12月26日の土曜日、朝から時間を空けていただけて行うこととします。

座長：事務局案が提示されましたが、12月4日の書類審査で読み足りないという人がおられた場合、5日の土曜日も予備日として可能なのですか。

事務局：法人経理については、専門的な分野、難しい部分かと思えます。法人経理の分野については委員に12月4日までに事前に見ていただき、次回、選考会議時に説明いただければと考えていますが、よろしいでしょうか。

全員そろってということは無理でしょうが、書類が見きれない場合、個別に委員に見ていただくことも検討していただきたいと思います。詳細は4日に決めていただければ。

法人選考の流れですが、書類審査をしてからプレゼンテーションまで時間がありますので、仮の審査をしていただいて、座長の方でまとめていただいて、次回、プレゼンテーションでどのような質問をするかを含めて少し論議をしていただきたい、その点数が書いたものを一旦預かっていただく。プレゼンテーションが終わった時点で集約していただいて、そういう論議の場を含めて、最終的には委員個人が点数を評価していくこととします。

座長：それで結構です。

次回は12月4日7時からと12月26日全日お願いします。

これで、本日の案件はすべて終了しました。これで本日の会議は終了いたします。